

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	妊婦健康診査			事業コード	0308
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者名	立花 敦子	内線番号	6215
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 2 目 母子保健事業 (002-01)			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 9 年度	
根拠法令等	母子保健法			

(2) 事務事業の概要

妊娠届出をしたすべての妊婦に対し、疾病の早期発見・早期治療に努め、安心かつ安全な出産を迎えるために、妊婦健診受診票を交付し健康診査を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

県費で実施していたが、法改正により、平成 9 年 4 月 1 日に市町村に委譲され実施している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 21 年 2 月 27 日付の厚労省からの通知により、妊婦健診臨時特例交付金の設立にて平成 21 年からの公費負担が 14 回、妊娠初期における子宮癌健診 1 回となった。また、平成 21 年 4 月からは県外への里帰りなどで妊婦健康診査を県外で受ける妊婦への助成も償還払いにて対応している。妊婦健康診査臨時特定交付金は平成 23 年度第 4 次補正予算において、実施期限の延長が示され、平成 24 年度末まで継続されることとなった。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市内に住所を有する全妊婦

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 市内に住所を有する妊婦数	人	2,901	2,649	2,700	2,747	2,700
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

22年度同様, 妊婦健康診査14回と妊娠初期に子宮がん検診を追加。検査項目は週数に応じた検査項目を公費負担で実施。県外での妊婦健診受診する妊婦への助成も償還払いにて対応。受診票の交付手順や受診の仕方, 健診委託先は22年度と同様。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 前期(20年度:初回 21年22年度:第1回)受診票の交付枚数	枚	2715	2506	2600	2577	2600
B						
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

妊婦が, 妊娠出産に支障を及ぼすおそれのある疾病を早期に発見・治療し, 母体の健康管理のもとに安心・安全な出産をむかえることができる。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 妊婦一般健康診査平均受診率	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	97.2	98.6	96.0	98.9	96.0
B 有所見者の割合	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	未実施	未実施	未実施	未実施	
C 妊娠中や出産時安心し, 満足のいく健診や医療がうけられたと感じる妊産婦の割合	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	87.4	88.4	85.0	82.6	85.0

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	① 国	千円				0
	② 県	千円	43,157	65,526	61,928	63,531
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	141,843	141,530	129,597	135,505
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	185,000	207,056	191,525	199,036
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	250	240	240	240
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,000	960	960	960
計	トータルコスト A+B	千円	186,000	192,485	192,485	199,996
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

- ・結びついている

健診を受けることにより、疾病の早期発見・早期治療と必要な時期に保健指導が受けられることにより、整合性がとれている

③ 市の関与の妥当性

- ・妥当である→法定事務である

④ 対象の妥当性

- ・現状で妥当である。

⑤ 廃止・休止の影響

- ・影響がある。

理由：母子保健法に定められた事業であり、休止廃止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

- ・向上余地がある。

理由：妊婦相談窓口などでの受診勧奨の継続などにて、成果の向上をはかる余地があるものと思われる。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

- ・公平・公正である。

理由：母子保健法により、健康診査に要する費用は内容により均一化をはかっており、県外における受診についても償還払いにて助成対象としている。

(4) 効率性評価

- ・削減できない。

理由：現在の公費負担の事業費を削減することは、妊婦自身の自己負担増となり、健診の未受診増につながる事が考えられるの

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

- ・定期的な健診の受診にむけての受診勧奨の継続や HTLV-1 抗体検査や子宮頸がん検査などのその後のフォロー体制など今後に向けて医療機関などと検討していく必要がある。

また、今後周産期医療情報システム「いーはとーぶ」への加入状況によっては、情報の共有化など医療機関との連携が必要になってくると思われる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ・機会をとらえて、医療機関との情報交換、協議などをし、円滑な事業の推進ができるようにすすめていくことが必要。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

国の生活対策として、妊婦検診の公費負担が拡充し、平成 23 年度まで健診 14 回分及び子宮ガン検診費用の財政措置が講ぜられることになった。併せて、県外での受診者に対して、償還方式による助成も行なうこととした。制度の充実は、国の方針によるところが大きいことから、24 年度以降も制度が継続するよう、全国市長会を通じて国へ要望する必要がある。

○方向付けの理由と改革改善の内容

全ての妊婦に対して行う健康診査は、疾病の早期発見・早期治療により、安心かつ安全な出産を迎えるためには今後も継続すべき事業である。